平成２２年（フ）第１７３１号
東京都府中市分梅町５丁目７番地の31
債務者　横山　和夫
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月18日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１７３２号
東京都府中市分梅町５丁目７番地の31
債務者　横山　鶴代
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月18日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１７８０号
東京都八王子市散田町３丁目１番13号三協マンション303号
債務者　山崎惠美子
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月18日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１７８７号
東京都国分寺市東戸倉２丁目７番地26ハイツノーサイド203
債務者　小島　清孝
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月18日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１８０７号
東京都武蔵村山市緑が丘1460番地1117―202
債務者　齊藤　一吉
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月18日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１８５３号
東京都町田市金森1924番地34
債務者　海野　敏雄
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月18日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第９６６４号
大阪府大東市朋来２丁目９番203号
債務者　浅倉　孝子
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月29日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３８４号
長崎県佐世保市木風町712番地１　グリーンハイツ201
債務者　森山　恵子
1　決定年月日時　平成23年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月11日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第３８８号
長崎県佐世保市赤崎町984番地４
債務者　牟田美由紀
1　決定年月日時　平成23年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月11日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第３９０号
長崎県佐世保市鹿子前町956番地１
債務者　松尾　謙二
1　決定年月日時　平成23年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月11日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第３９１号
長崎県佐世保市宮田町４番13号　フォレスト宮田305号、旧住所長崎県佐世保市大塔町19番地
債務者　大井　俊明
1　決定年月日時　平成23年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月11日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第１９２号
栃木県下都賀郡岩舟町大字静和566番地７
債務者　齋藤　八郎
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第２１０号
栃木県栃木市藤岡町藤岡78番地２
債務者　池田　勝則
1　決定年月日時　平成23年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第２１３号
栃木県栃木市大平町西水代2991番地５　リビエル悠々101、従前の住所埼玉県加須市麦倉1193番地４
債務者　膝附　公枝
1　決定年月日時　平成23年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第１８６４号
東京都多摩市永山３丁目３番地21―301
債務者　金坂　明憲
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月23日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部